

令和7年第2回須坂市議会臨時会 議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（須坂市市税条例の一部を改正する条例）	<p>（改正内容） 地方税法等の改正に伴い改正する。 1 軽自動車税種別割の税率の区分を改め、新基準原動機付自転車について、軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする規定を加える。 2 マイナ免許証の運用開始に伴い、身体障害者等に対する種別割減免の申請時における運転免許証の提示義務に係る規定を改める。 3 特定マンションに係る固定資産税の減額について、申告書の提出がない場合においても、管理組合の管理者等からの書類の提出により、特例が適用できる規定を加える。 4 引用する条項等を改める。 （施行期日） 令和7年4月1日から施行する。</p>
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（須坂市都市計画税条例の一部を改正する条例）	<p>（改正内容） 地方税法等の改正に伴い、引用する条項等を改める。 （施行期日） 令和7年4月1日から施行する。</p>
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（2024年度須坂市一般会計補正予算第9号）	歳入歳出それぞれ117,347千円を追加する。
議案第33号	須坂市ふるさと納税問題第三者委員会条例の制定について	<p>（制定内容） ふるさと納税返礼品の産地名の不適正表示事案に係る市の対応について、公正及び中立の立場から関係法令等を踏まえ、事実関係の調査及び認定、再発防止策の提言等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、須坂市ふるさと納税問題第三者委員会を設置する。 1 任務について定める。 2 組織及び委員について定める。 3 報酬及び費用弁償について定める。 4 委員会の調査権限等について定める。 （施行期日） 公布の日から施行する。</p>
議案第34号	2025年度須坂市一般会計補正予算第1号	歳入歳出それぞれ42,044千円を追加する。